

西嶺の郷 短期入所生活介護 利用料表

( )内は2割負担

介護予防短期入所生活介護 利用料表

※新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せします。

①基本料金

事業所番号(1072700436)

一日あたり:円

一日あたり:円

介護度	要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5		要支援1		要支援2		
	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室	
短期入所生活介護費	596	(1192)	665	(1330)	737	(1474)	806	(1612)	874	(1748)	446	(892)	555	(1110)	
夜勤職員配置加算	13 (26) 夜勤が、基準よりも一人以上になった場合。										予防給付は、対象外です。				
送迎加算	片道 184 (368)										片道 184(368)				
サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (支給限度額対象外)	22 (44) 介護職員のうち介護福祉士が80%以上配置されている場合。										22(44)				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (支給限度額対象外)	上記利用料金に11%を上乗せ										上記利用料金に11%を上乗せ				
住居費	第4段階	1171	855	1171	855	1171	855	1171	855	1171	855	1171	855	1171	855
	第3段階	820	370	820	370	820	370	820	370	820	370	820	370	820	370
	第2段階	420	370	420	370	420	370	420	370	420	370	420	370	420	370
	第1段階	320	0	320	0	320	0	320	0	320	0	320	0	320	0
食費	第4段階	1392										1392			
	第3段階	650										650			
	第2段階	390										390			
	第1段階	300										300			
1日分(第4段階 送迎加算なし)	3263	2947	3340	3024	3420	3104	3497	3181	3572	3256	3082	2766	3203	2887	
1日分(第3段階 送迎加算なし)	2170	1720	2247	1797	2327	1877	2404	1954	2479	2029	1989	1539	2110	1660	
1日分(第2段階 送迎加算なし)	1510	1460	1587	1537	1667	1617	1744	1694	1819	1769	1329	1279	1450	1400	
1日分(第1段階 送迎加算なし)	1320	1000	1397	1077	1477	1157	1554	1234	1629	1309	1139	819	1260	940	
②食費代金	1日 1,392円(朝食440円、昼食510円、夕食442円)なお、請求は食数で換算いたします。														
③住居費代金	個室、多床室により居室料金が、異なります。 食費、住居費においては、減額認定の段階によって料金が違いますので、上記の料金表をご確認ください。														
④認知症行動・心理症状緊急対応加算	利用開始日から7日間を上限に一日につき、200円(2割負担の場合:400円)を算定できます。医師が算定要件を満たしている場合のみ算定します。														
⑤若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに担当者を定めている場合、120円(2割負担の場合:240円)を算定できます。④を算定している場合は、算定できません。														
⑥療養食加算	医師の指示による食事箋提示の上、食事療養をいたします。その際、一食につき8円(2割負担の場合:16円)算定します。(算定する場合には、いくつか要件があります。)														
⑦長期利用者に対する短期入所生活介護	連続利用に関して、31日目を実費とし、それ以後連続して利用した場合、1日30単位(2割負担の場合:60単位)減算となります。														
⑧緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画に位置付けなくとも、7日間を限度として緊急的にショートステイの受入ができるようになりました。1日90単位(2割負担の場合:180単位)の加算。														
⑨その他の料金	理髪料金 2,000円 その他、実費に発生した料金は請求させていただきます。														

\* 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1日当りの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

令和3年4月1日より